

平成十八年十二月二十五日受領  
答弁 第二六三三号

内閣衆質一六五第二六三号

平成十八年十二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出リトヴィネンコ事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出リトヴィネンコ事件に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事件については、外務省として承知している。

二について

外務省が行っている情報収集活動にかかわることについて具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

三について

ポロニウム二一〇は、我が国の領域内において製造されていないが、科学研究、静電気の除去等の目的で輸入されたものが大学やエレクトロニクス関連企業等で使用されており、その使用については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づいて文部科学大臣の許可又は届出を要するものとされている。

四について

御指摘の事件については、現在、捜査が行われていると承知しており、論評することは差し控えたい。